

2019 自治労現業統一闘争に関する要求に対する回答

要 求	回 答
<p>1. 環境保全・資源循環型廃棄物行政の構築に向けては、行財政の「効率化」「コスト論」のみを優先した変更ではなく、災害から市民を守ることを最優先に環境局として公共関与が必要な事業においては直営を基本とすること。また、廃棄物処理処分事業について、大阪広域環境施設組合に対し、環境局として安定搬入に向け、責任を持って対応を図ること。</p> <p>2. 家庭系ごみ収集輸送事業改革プランの達成に向けた取り組みについての検証を求めるとともに、引き続き効率化に向けた取り組みについても、災害対策の推進や廃棄物対策の充実など、市民・高齢者の視点に立った「質の高い公共サービス」を提供できるよう取り組むこと。また組合員の勤務労働条件の変更については、労使合意を基本に十分な交渉・協議を行い、情報提供を含めた連携を行うこと。</p>	<p>1. 2. 家庭系ごみ収集輸送事業については、平成24年6月に開催された第14回府市統合本部会議の議論を経て、家庭系ごみ収集輸送事業の民間化と現業職員の非公務員化の検討を進めてきたが、その中でいくつかの課題が明らかになった。市会においては、①災害時の対応など市民サービスへの影響の検証が不十分②経費削減効果という観点から、給与保障を前提とする技能職員の転籍の手法は、退職不補充の手法に比べて、消費税の影響により経費増となることなどが指摘された。課題解決に向けての検討については、当初方針案では、かえって消費税の影響によりコスト増となる一方、技能職員の退職不補充の進め方では、経営形態の見直しによる改革が進まないことから、改革の主眼である事務事業のさらなる効率化と行政コストの一層の削減という視点に立ち返り、それを実現するための最適案の検討を行うこととした。民間事業者への委託については、引き続き、技能職員の退職不補充により順次拡大するとともに、直営による事業運営にあたっては、大規模災害時対応も含め、市民サービスの向上や、徹底した効率化によって、経営形態の見直しと同等以上の効率化をめざした「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」を策定し、平成29年7月12日に『家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン』に係る技能職員の勤務労働条件について』を貴支部へ提案し、改革プランへの協力及び勤務労働条件の変更を伴う事項についての協議依頼を行った。</p> <p>各取り組みの達成状況については、関係先に報告した後、別に別の場で、報告することとするが、事故発生件数の減や定数152名を削減するなど、成果をあげることができたと考えており、この場をお借りしてお礼を申しあげる。</p> <p>今後、新たな改革に向け、種々検討を進めていくが、この間の経過を踏まえ、勤務労働条件に係わる事項については、協議をお願いしたい。</p> <p>焼却処理処分事業については、平成27年度に大阪市・八尾市・松原市環境施設組合へ、事業移管したところである。移管時の協議では、誠実に対応いただいた点について、改めてお礼申し上げる。環境施設組合につ</p>

要 求	回 答
<p>3. 雇用と年金の接続を踏まえ、定年退職後の高齢者雇用のあり方やその働き方について、局の考え方を示すこと。具体的には、局として組合員の高齢化や再任用職員者比率の増が予想されることから、65歳まで安心して働き続けられる対策を講じるとともに、市民・住民の視点に立った業務執行体制の確立や組合員の勤務労働条件の改善を図ること。</p> <p>4. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善及び、転任制度の昇格・昇任の課題改善について関係先に働きかけること。また、市民サービスの低下をさせない主任の配置を行い、業務内容の変化に伴う仕事と質の多様化に対応できる業務執行体制の充実を図ること。また、2級班員の新設がされることから、実施に向けた協議を十分に行うこと。</p> <p>5. 近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、環境事業センターについて、引き続き災害対策に向けた地域拠点としての即応力や柔軟な体制の確立とともに機能・権限の拡充を図ること。具体には、災害時における要員確保や機材の整備、搬入場所の確保などについて、現時点の局の考え方を示すこと。また、より一層の減量リサイクルを推進し、質の高い公共サービスを提供するため、地域特性を活かした災害時にも対応し得る排出指導業務についても充実を図ること。</p>	<p>いては、守口市の加入が決定し、令和元年10月1日に『大阪広域環境施設組合』へと名称変更を行った。引き続き、安定搬入を図り、収集輸送事業と焼却処理処分事業の一体的な対応を十分に踏まえ連携を図ってまいりたい。</p> <p>3. この間、「雇用と年金の接続」を図るため、大阪市再任用制度要綱に基づき、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、引き続き、業務実態等をふまえ、対応してまいりたい。</p> <p>4. 2級昇格については、「市政改革プラン 2.0」の方針に基づき職員数の削減に取り組む一方で、市民ニーズが複雑・多様化していることに伴い、業務主任の負担が増えているという現状を踏まえ、2級班員として、業務主任を補佐する役割等を担い、現業管理体制を強化し、さらなる市民サービスの向上を図ることを目的に、昇格選考を現在、実施しているところである。昇格制度について、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりえないが、転任制度とあわせ、要求内容については、関係先に働きかけてまいりたい。</p> <p>5. 災害対策としては、発災直後から、環境事業センターがコントロールタワーとなって、一時的に増量すると見込まれる粗大ごみ等を含めた生活ごみ・避難所ごみに対応できる収集体制を確保することは必要不可欠であると考えている。災害発生時での対応は、時間外勤務や休日勤務が想定されるが、職員の過重労働による健康障害を防止するため、勤務時間の割り振り変更や時間外勤務時間数の適切な管理等の対応が求められる。いずれの諸課題についても、引き続きの検討が必要と考えており、今後、より一層、地域・区役所と連携した取り組みを進めてまいりたい。</p>

要 求	回 答
<p>7. すべての公務災害を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、近年の気温上昇等による熱中症対策をはじめ現場実態に応じた労働災害防止対策を講じること。また、市民の安心・安全はもとより、そこに働く者の労働環境・ワークライフバランスを十分に確保すること。</p> <p>8. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に合った作業被服等の改善を進めてきましたが、効果についての十分な検証とさらなる改善等に向け、引き続きの協議を行うこと。また、局として災害発災時に対応し得る被服及び安全靴等の備蓄について計画的に行うこと。</p>	<p>7. 公務災害の未然防止や再発防止の観点から、災害状況の把握や原因究明は非常に重要であり、これまでから環境局安全衛生委員会において意見交換を実施するとともに、安全衛生について、職員に対し積極的な周知に努めているところである。</p> <p>さらに、公務上の交通事故防止対策の充実・強化も非常に重要な課題であり、引き続き運行管理システム等も有効活用しながら、交通事故の防止と運転マナーの向上に努めてまいりたい。</p> <p>次に、本年度より、労働基準法の改正により5日間の年次休暇の取得義務、時間外勤務の上限設定など労働環境は変化している。当局として、職員の労働環境・ワークライフバランスの推進は重要と考えており、主体的に対応してまいりたい。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>令和元年9月末日時点</p> <p>年次休暇取得日数：4.1日（H30 4.6日）</p> <p>夏季休暇取得日数：4.9日（H30 4.9日）</p> </div> <p>8. この間、貴支部より職員の作業負荷を軽減する観点からも被服の改善要求を受け、必要性を精査のうえ、改善に努めてきたところである。引き続き、必要な改善に努めてまいりたい。備蓄についても、引き続き取り組んでまいりたい。</p>